訪問看護　重要事項説明書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第７４条、第８条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業者概要

事業者名称	みらい在宅ケア株式会社
主たる事務所の所在地	つくばみらい市小張３２２７番地４
代表者名	代表取締役　宮本　瞳
設立年月日	平成２３年６月２日
電話・FAX 番号	０２９７－４４－８８６８・０２９７－４４－８８６９
メールアドレス	miraikango@happy.email.ne.jp

２．ご利用事業所

ご利用事業所の名称	みらい訪問看護リハビリステーション
指定番号	茨城県　０８６５５９００１２　号
所在地	つくばみらい市小張３４５４番地
電話・FAX 番号	０２９７－４４－８８６８・０２９７－４４－８８６９
開設年月日	平成２３年７月１日
管理者	宮本　瞳
サービス提供地域	つくばみらい市、守谷市、取手市、常総市、つくば市 上記以外の地域への訪問看護の交通費は実費の扱いとなります。

３．事業の目的と運営方針

事業の目的

病気やけが等により、居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

（１）みらい訪問看護リハビリステーション（以下、「事業所」という。）の看護師その他の従事は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援します。

（２）事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（３）看護師等は、自ら提供するサービスの質を評価して、質の向上を図るとともに、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、実施体制の整備に努めます。

４．ご利用事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計
管理者	１ 名	０ 名	１ 名
看護師	７ 名	４ 名	１１ 名
理学療法士	４ 名	０ 名	４ 名
作業療法士	１ 名	０ 名	１ 名
事務職員	２ 名	０ 名	２ 名

５．営業日及び営業時間

営業日	通常月曜日から土曜日までとする。 但し、日・祝日・年末年始（１２/２９～１/３）を除く。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

６．提供するサービス内容

（１） 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
（２） 清潔保持、食事および排泄等療養生活の支援
（３） 褥瘡の予防・処置
（４） 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
（５） ターミナル期の看護
（６） 認知症・精神障害者の看護
（７） 療養生活や介護方法の指導・相談
（８） 装着・使用医療機器等の管理
（９） その他医師の指示による医療処置および検査等の補助
（１０）日常生活用具の選択・使用方法の訓練
（１１）住宅改修の相談・指導

７．利用料

（１）基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。利用者は、みらい訪問看護リハビリステーションの料金表に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払います。

【医療保険料金表】

前期高齢者医療 （70～74 歳）	一般の方　医療費の 2 割を負担
	一定以上の所得の方　医療費の 3 割を負担
後期高齢者医療 （75 歳以上）	一般の方　医療費の 1 割を負担
	一定以上の所得の方　医療費の 2 割または 3 割を負担
社会保険	被保険者本人及び被保険者家族は医療費の 3 割を負担
国民健康保険	退職被保険者及び一般被保険者は医療費の 3 割を負担

【基本料金】

種　類	内　容	料　金	１　割	２　割	３　割
訪問看護基本療養費Ⅰ	週３日目まで ／ 日	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週４日目以降 ／ 日	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物同一日に２人以上）	週３日目まで ／ 日	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週４日目以降 ／ 日	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費Ⅱ （同一建物同一日に３人以上）	週３日目まで ／ 日	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週４日目以降 ／ 日	3,280 円	328 円	656 円	984 円
訪問看護基本療養費Ⅲ	病院等から外泊中の訪問 （別に厚生労働大臣が定める疾病等は月２回）	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
種　類	内　容	料　金	１　割	２　割	３　割
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週３日目まで ／ 日　30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1275 円
	週３日目まで ／ 日　30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ	週３日目まで ／ 日 同一建物、同一日２人　30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1275 円
	同一建物、同一日２人　30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
種　類	内　容	料　金	１　割	２　割	３　割
訪問看護管理療養費	機能強化型１　月の初日	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
	２日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	機能強化型２　月の初日	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
	２日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円

【 加　算 】

種　類	内　容		料　金	１　割	２　割	３　割
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、利用者の状態に応じて月１回限り算定	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
		在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症疾患者指導管理を受けている 人工肛門、人工膀胱を設置している 真皮を越える褥瘡 点滴注射を週 3 回以上必要があると認められる状態	2,500 円	250 円	500 円	750 円
24 時間対応体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た希望者のみ、また、２４時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合に月１回に限り算定		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
情報提供療養費	市町村等からの求めに応じて情報提供した場合、義務教育諸学校からの求めに応じて情報提供した場合、保険医療機関等に入院又は入所する利用者の情報提供した場合に算定		1,500 円	150 円	300 円	450 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）を算定している利用者１人につき、月１回を限度として算定		780 円	78 円	156 円	234 円

種　類	内　容		料　金	１　割	２　割	３　割
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、その主治医の指示に基づき、緊急に計画外の訪問看護を行った場合に、１日につき１回限り算定	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された利用者の場合に算定	2 回/日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		3 回/日	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	※同日の 4 回目以降の訪問は、医療保険請求対象外のため 30 分毎に 4,000 円の自費負担となります。					
複数名訪問看護加算	利用者又はその家族の 同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師・ＰＴ等　1 回/週	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		看護補助者　3 回/週	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝訪問看護加算	午前６時～午前８時　1 回/日 午後６時～午後１０時　1 回/日		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算	午後１０時～午前６時　1 回/日		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、１回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合に、週１日（15 歳未満の超重症児又は準超重症児の場合 にあっては週３日）を限度として算定		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
乳幼児加算（6 歳未満）	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に算定　1 回/日		1,800 円	180 円	360 円	540 円
	上記以外の場合　1 回/日		1,300 円	130 円	260 円	390 円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月１回に限り算定		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書等により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に１回に限り算定		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に１回に限り算定		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加して、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月２回に限り算定		2,000 円	200 円	400 円	600 円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療関係職種間で、月 2 回以上、文書等により情報共有を行い、共有された情報を基に、利用者・家族に対して指導を行った場合に月１回に限り算定		3,000 円	300 円	600 円	900 円
ターミナルケア療養費	主治医の指示により、利用者の死亡前 14 日以内に 2 回以上(特定の利用者は１日)訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について、利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
看護・介護職員 連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等への支援を行った場合に月１回に限り算定		2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療 DX 情報 活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合月１回に限り算定		50 円	5 円	10 円	15 円

【自　費】

種　類	内　容	料　金
日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)の訪問	1 回につき	3,000 円
死後の処置（エンゼルケア）		10,000 円
保険給付対象とならないサービス	30 分につき	4,000 円
交通費（指定地域を超えた場合のみ）	1km につき	50 円

【介護保険料金表】　　1 単位＝10.21 円

	看護師訪問							
	20 分未満		30 分未満		60 分未満		90 分未満	
	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護
単位数	314 単位	303 単位	471 単位	451 単位	823 単位	794 単位	1,128 単位	1,090 単位
料　金	3,205 円	3,093 円	4,808 円	4,604 円	8,402 円	8,106 円	11,516 円	11,128 円
1 割負担	321 円	309 円	480 円	460 円	840 円	810 円	1,151 円	1,112 円
2 割負担	641 円	618 円	961 円	920 円	1,680 円	1,621 円	2,303 円	2,225 円
3 割負担	961 円	927 円	1,442 円	1,381 円	2,520 円	2,431 円	3,454 円	3,338 円

	理学療法士等の訪問						
	20 分		40 分		60 分		
	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	訪問看護	予防訪問看護	
単位数	294 単位	284 単位	588 単位	568 単位	795 単位	－	※なお、理学療法士等が利用開始の属する月から 12 月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位が減算されます。
料　金	3,001 円	2,899 円	6,003 円	5,799 円	8,116 円	－	
1 割負担	300 円	289 円	600 円	579 円	811 円	－	
2 割負担	600 円	579 円	1,201 円	1,159 円	1,623 円	－	
3 割負担	900 円	869 円	1,801 円	1,739 円	2,434 円	－	

【加算】

種　類	内　容		単位数	料　金	1　割	2　割	3　割
特別管理加算 支給限度額の算定対象外	特別な管理を必要とする利用者に対して訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、利用者の状態に応じて月１回限り算定	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している	500 単位	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
		在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症疾患者指導管理を受けている 人工肛門、人工膀胱を設置している 真皮を越える褥瘡 点滴注射を週 3 回以上必要があると認められる状態	250 単位	2,552 円	255 円	510 円	765 円
緊急訪問看護加算（Ⅰ） 支給限度額の算定対象外	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た希望者のみ、また、２４時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合に月１回に限り算定 １月２回目以降には、時間外の加算算定		600 単位	6,126 円	612 円	1,225 円	1,837 円

種　類	内　容		単位数	料　金	１　割	２　割	３　割
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成し退院又は退所した日に訪問看護を開始した場合に算定		350 単位	3,573 円	357 円	714 円	1,071 円
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を開始した場合に算定		300 単位	3,063 円	306 円	612 円	918 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	医療ニーズへの対応を強化している場合に要介護者のみ月１回に限り算定		550 単位	5,615 円	561 円	1,123 円	1,684 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 支給限度額の算定対象外	勤続年数７年以上の職員を 30%以上所属している場合等に算定　１回につき		6 単位	61 円	6 円	12 円	18 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 支給限度額の算定対象外	勤続年数３年以上の職員を 30%以上所属している場合等に算定　１回につき		3 単位	31 円	3 円	6 円	9 円
夜間・早朝加算	午前６時～午前８時　１回/日 午後６時～午後１０時　１回/日		通常単位数の 25%を加算				
深夜加算	午後１０時～午前６時　１回/日		通常単位数の 50%を加算				
長時間加算	特別管理加算対象者で 90 分以上を超えて訪問看護を実施する場合		300 単位	3,063 円	306 円	612 円	918 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	2 人の看護師等で訪問	30 分未満	254 単位	2,593 円	259 円	518 円	777 円
		30 分以上	402 単位	4,104 円	410 円	820 円	1,231 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	看護師等と看護補助者で訪問	30 分未満	201 単位	2,052 円	205 円	410 円	625 円
		30 分以上	317 単位	3,236 円	323 円	647 円	970 円
※複数名訪問看護加算は利用者やその家族の同意のもと、１人の利用者に対し同時に複数の看護師が訪問を行った場合に算定							
ターミナルケア加算 支給限度額の算定対象外	死亡日及び１４日以内に２回以上ターミナルケアを行い、ご自宅・特別養護老人ホーム等でお看取りさせて頂いた場合		2500 単位	25,525 円	2,552 円	5,105 円	7,657 円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月１回に限り算定		250 単位	2,553 円	255 円	511 円	766 円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書等により提供した場合に、初日の訪問看護の実施時に１回に限り算定		600 単位	6,126 円	612 円	1,225 円	1,837 円
看護・介護職員強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員等への支援を行った場合に月１回に限り算定		250 単位	2,553 円	255 円	511 円	766 円
口腔連携強化加算	口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い歯科医療機関及びケアマネジャーへの情報共有を行った場合に月１回に限り算定		50 単位	511 円	51 円	102 円	153 円

★表の料金はあくまでも目安となるものです。状況・その他加算に応じて料金は多少異なります。

（２）キャンセル料

利用者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日前日の午後５時までに事業所へお申し出ください。当日に利用キャンセルの申し出をされた場合、下記の料金を請求させていただきます。

但し、利用者の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は請求いたしません。

前日午後５時までの申し出	無　料
前日午後５時までに申し出がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	キャンセル料 １，０００円／回

（３）費用の請求及び支払い方法

① 利用料は、利用月ごとに利用明細を添えて請求いたします。
請求書は、利用月の翌月 10 日以降に訪問時にお届けします。

② 支払いは、銀行口座からの自動振替（利用月翌月の 27 日銀行休みの場合翌営業日）
事業者指定口座への振り込み、現金支払いがあります。
お支払いを確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管下さいます様お願いします。
領収書の再発行はいたしません。

８．秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切」な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

９．損害賠償保険への加入

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

当事業所は以下の賠償保険に加入しています。

加入保険会社名　三井住友海上火災保険株式会社
保険の内容　　訪問看護事業者賠償責任保険

１０．身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

１１．緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	所属医療機関の名称		
	主治医名		
	電話番号		
緊急連絡先 （ご家族等）	① 氏名（続柄）		
	電話番号		
	② 氏名（続柄）		
	電話番号		

１２．社会情勢及び天災

（１）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が難しい場合、休日・夜間を問わず、日程や時間の調整、または訪問を中止する場合があります。

（２）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

（３）社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを事業者は請求できないものとします。

１３．心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１４．居宅介護支援事業者等との連携

（１）指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまた福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。その際、電子媒体等を利用することがございます。

（２）サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

（３）サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

１５．　サービス提供の記録

（１）指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の終了時に説明します。またその控えを希望があった方に交付します。

（２）指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から５年間保存します。

（３）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

（４）提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

１６．感染症、衛生管理等

（１）看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

（４）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

（５）感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

１７．業務計画策定等

（１）感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

（２）感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。

（３）感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう訓練を実施します。

１８．虐待の防止について

（１）利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（２）責任者の選定（責任者：管理者　宮本　瞳）

（３）虐待を防止するための従業員に対する研修の実施（年１回）

（４）虐待等に対する相談窓口の設置

（５）その他虐待防止のために必要な措置

（６）事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（７）ステーションは、前項の事項の状況に際して取った処置について記録し、その完結の日から５年間保存します。

１９．暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力・暴言ハラスメント等があった場合、サービスを中止する場合があります。

２０．苦情申立窓口

【事業者の窓口】 みらい訪問看護リハビリステーション 担当者　　宮本　瞳	所 在 地：つくばみらい市小張３４５４番地 電　　話：０２９７－４４－８８６８ ＦＡＸ：０２９７－４４－８８６９ 受付時間：８：３０～１７：３０
【市町村（保険者）の窓口】 つくばみらい市介護福祉課 守谷市　　介護福祉課 取手市　　介護福祉課 常総市　　介護福祉課 つくば市　　介護福祉課	電　　話：０２９７－５８－２１１１ ０２９７－４５－１１１１ ０２９７－７４－２１４１ ０２９７－２３－２１１１ ０２９－８８３－１１１１
【公的団体の窓口】 茨城県国民健康保険団連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所 在 地：水戸市笠原町９７８－２６ 電　　話：０２９－３０１－１５６５ ＦＡＸ：０２９－３０１－１５７９ 受付時間：９：００～１７：００

２１．その他

（１）あらかじめ計画されたサービス曜日・時間は、利用者または事業所の都合により、変更または中止する場合があります。

（２）あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情等で遅れる場合がありますので、ご理解下さい。15 分以上遅れる場合はご連絡いたします。

（３）訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

（４）ペットなどがいる場合、ケージに入れるかリードにつなぐ等のご協力をお願いします。

（５）当事業所は、看護学生の隣地実習を受け入れる施設として協力しております。
看護教育の必要性をご理解いただきご協力お願いいたします。
同行訪問する場合、事前に連絡して行います。

（６）利用者及びご家族からのお心遣い、訪問時の飲食などのもてなしはご遠慮いたします。

令和　　年　　月　　日

訪問看護の提供を開始するに当たり、利用者に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者　　みらい訪問看護リハビリステーション
所在地　　つくばみらい市小張３４５４番地
説明者　　宮本　瞳

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　所

氏　名

平成 23 年	6 月	1 日	作成
令和 4 年	4 月	1 日	改訂
令和 4 年	7 月	1 日	改訂
令和 6 年	6 月	1 日	改訂
令和 7 年	6 月	20 日	改訂
令和 7 年	7 月	1 日	改訂